

小型家電リサイクルへのご協力をお願いします

10月 は 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間です。

壊れたり古くなったりした使用済み小型家電には、鉄やアルミ、貴金属などの有用な金属が含まれています。

富山県では、平成 22 年から全国に先駆けて市町村と連携しながら小型家電のリサイクルに取り組み、25 年からは「小型家電リサイクル法」が施行され、県内全域で使用済み小型家電の分別回収と再資源化を推進しています。

使用済み小型家電の分別回収・リサイクルへのご協力をお願いします。

使用済み小型家電等は、他の廃棄物と分別して、指定された回収場所等に排出をお願いします。

- ① ご家庭の使用済み小型家電等 ⇒ 市町村に引き渡し
 ② 事業所の使用済み小型家電等 ⇒ 国の認定を受けたリサイクル事業者(認定事業者)に引き渡し

リサイクル対象品目

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・電話機、FAX、携帯電話、ラジオ ・デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダー ・音楽プレーヤー、ステレオ ・パソコン、ハードディスク、プリンター、ディスプレイ ・電子書籍、電動ミシン ・電気グラインダー、電気ドリル ・電卓、体重計、電動式吸入器 ・フィルムカメラ ・ジャー炊飯器、電子レンジ | <ul style="list-style-type: none"> ・扇風機、電気除湿機 ・電気アイロン、電気掃除機 ・電気こたつ、電気ストーブ ・ヘアドライヤー、電気かみそり ・電気マッサージ器、ランニングマシン ・電気芝刈機 ・電気照明器具 ・時計 ・電子楽器、ゲーム機 etc. |
|---|--|

※ 市町村によっては、回収品目やサイズに制限がある場合があります。

- ※ 個人情報情報は消去して排出してください。
- ※ テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機は小型家電リサイクルの対象外です。
- ※ 破損しやすい蛍光灯や電球なども対象外です。



<収集区域に富山県を含む認定事業者> (平成 27 年 8 月現在)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハリタ金属株式会社 ・株式会社リーテム（本社：東京都） ・三井物産株式会社（本社：東京都） ・J X 金属商事株式会社（本社：東京都） ・株式会社イー・アール・ジャパン（本社：広島県） | <ul style="list-style-type: none"> ・豊富産業株式会社 ・ミナミ金属株式会社（本社：石川県） ・リネットジャパン株式会社（本社：愛知県） ・豊通マテリアル株式会社（本社：愛知県） |
|---|--|

事業者から排出される使用済み小型家電等は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が回収し、適正にリサイクルします。(※認定事業者は、個人情報保護対策をしっかりと講じながら、再資源化を行います。)

【問い合わせ先】 富山県生活環境文化部環境政策課 TEL 076-444-3140

平成 27 年度委託事業「ラベル・SDS 活用促進事業」について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

事務連絡
平成 27 年 7 月 2 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会長殿

労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

平成 27 年度委託事業「ラベル・SDS 活用促進事業」について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の労働安全衛生法の改正により、安全データシート (SDS) の交付義務対象物質 640 物質についてリスクアセスメントが義務化され、また、譲渡・提供時の容器等へのラベル表示義務の範囲が現在の約 100 物質から 640 物質まで拡大されました。これらの改正については、平成 28 年 6 月 1 日に施行されることになっています。

このため、化学物質による健康障害防止対策に関し、特に中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、厚生労働省においては、平成 26 年度より標記の委託事業を下記のとおり実施しています。

本事業では、ラベルや SDS (安全データシート) の作成方法やこれらを活用してリスクアセスメントなど現場の化学物質管理を実施するための手法等について、相談窓口を設置し、事業者からの相談を受け付けるとともに、事業者からの希望等に応じて専門家を派遣して実地指導を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対し、化学物質管理に関する相談先として敬示いただくなど、本事業の周知、活用に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 事業名 ラベル・SDS 活用促進事業

2 委託先 テクノヒル株式会社 (<http://www.technohill.co.jp/>)

3 事業概要

(1) 化学物質管理対策に関する相談窓口の設置

ア 労働安全衛生法に基づくラベルや SDS の作成 (GHS に基づく化学物質の危険有害性分類を含む。)、化学物質に係るリスクアセスメントなどについて事業者等からの照会・相談に対応するため、電話、メール等による無料の相談窓口を設置します。

イ リスクアセスメントの実施に係る相談があった際には、Web 上で情報を入力する

ことによりリスクアセスメントが実施可能なツールである「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）※を紹介するとともに、相談者の希望に応じて、各事業場における化学物質の使用状況等を聞き取りつつ、相談窓口で情報の入力を実施し、出力された結果を相談者に対してメール・FAX 等の方法により送信します。

※ 参考

「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）

ILO が、化学物質に係る簡単で実用的なリスクアセスメントのツールとして作成したものであり、作業の種類や、化学物質の種類・使用量等を入力することにより、推定されるリスクレベル及び講ずべき対策が表示される。厚生労働省 Web サイト「職場のあんぜんサイト」内に公開している。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

（２）中小規模事業場を主な対象とする訪問指導

相談窓口でリスクアセスメントの実施について相談のあった事業場のうち、事業場の希望等に応じて、実施することが適当と考えられる事業場に対し、専門家を派遣し、化学物質に係るリスクアセスメントの実施について、訪問指導を行います。

なお、訪問指導については、委託契約上の事業場数に上限があることから、御希望に応じることができない場合があります。

（３）リスクアセスメントに関するセミナーの開催

事業場におけるリスクアセスメントとそのための SDS の活用方法に関し、事業者の理解の促進を図るため、全国 7 か所（東京、大阪（各 2 回）、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡（各 1 回））で 8 月から 10 月にかけてセミナーを開催します。日時、場所等の詳細については、受託者のホームページをご確認ください。

４ その他

本事業に係るリーフレットを用意しています。（添付のとおり）

貴団体傘下会員事業者等の皆様への配布等に際し御要望がありましたら、可能な範囲で送付いたしますので、委託先（テクノヒル株式会社）に御連絡ください。

以上

連絡先：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
寺島、大野 TEL 03-3502-6756

テクノヒル株式会社
鈴木、浅井 TEL 03-5642-6144

平成 27 年度 厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

「化学物質のリスクアセスメント」支援のご案内

——中小企業の事業場を専門家が訪問します(無料)——

労働安全衛生法
が改正されました
(平成 28 年 6 月 1 日施行)

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者には、化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務化されます。

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」では、無料で中小規模事業場に、専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスをを行います。

- ◇中小企業の事業場を対象に専門家が訪問します(無料)
- ◇化学物質のリスクアセスメントの仕方を説明します
- ◇化学物質や化学品の危険性や有害性を調べる方法をご紹介します
- ◇GHSラベルやSDSの読み方をお教えします
- ◇リスクアセスメント結果の内容を説明します
- ◇リスクを低減するための対策をアドバイスいたします



- ・化学物質のリスクアセスメントは、どのように行えばよいのですか…?
- ・当社のような業種の会社も対象になるのですか…?
- ・どのような化学物質や化学品にラベルやSDSが必要になるのですか?
- ・担当者が、化学に詳しくないので困っています…



【製品や場表示】△△△製品 △△△	
(pictogram)	(注意や危険) 危険
(危険有害性情報)	
・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有害	
(注意書き)	
・火気厳禁 ・防護服及び保護具着用 ……	

GHSラベル・SDSの電話相談窓口も開設しています

受付時間 平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)

電話番号 050-5577-4862 / 03-6231-0133 / 03-6231-0851

メールでのご相談はこちらまで chemical@technohill.co.jp



平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3



F A X 送 信



〔ラベル・SDS 活用促進〕 事業場訪問支援 お申込書

FAX : 03-5642-6145 テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 宛

下記の必要事項をご記入の上、F A Xにてお申し込み下さい。

会社名 事業場名	
ご所属 部署名	
ご担当者名	(フリガナ)
住所	〒 ー
電話番号	
E-mail	

◆FAX 受付後、こちらから参加申込確認のメールまたはお電話致します。

申込をされて1週間経ってもメールまたは電話連絡がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡下さるようお願い致します。

◆個人情報の取扱いについては、テクノヒル株式会社の個人情報保護基本規程等に基づき安全かつ適正に管理いたします。

◆テクノヒル株式会社から、お客様に本事業に関連する各種案内を送付させて頂く場合があります。

本件に関するご質問など、弊社事務局までお問い合わせください。

【事務局】

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3 サッポロビル 4F

TEL : 03-6231-0133 / 03-6231-0851

FAX : 03-5642-6145

E-mail : chemical@technohill.co.jp

URL : <http://www.technohill.co.jp/>



テクノヒル株式会社

平成 27 年度 厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内

—ラベル、SDS、化学物質のリスクアセスメント等に関するご相談をお受けします—

労働安全衛生法
が改正されました
(平成 28 年 6 月 1 日施行)

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者、化学物質のリスクアセスメントを行うことが義務化され、また、ラベル表示の義務の対象が、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質 640 物質まで、拡大されます。

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」では、ラベルや SDS 記載内容の理解にお困りの方のご質問、ご相談の窓口を開設しています。お気軽にご相談下さい。

❖ ご相談受付時間

平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)



❖ お電話でのご相談 (無料) はこちらまで

050-5577-4862

03-6231-0133 / 03-6231-0851

❖ メールでのご相談 (無料) はこちらまで

chemical@technohill.co.jp



- ・ラベルや SDS が必要になるのはどのような化学物質や化学品ですか...?
- ・ラベルや SDS の内容が分からないのですが...?
- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばよいのですか...?
- ・担当者が、化学の専門に詳しくないので困っています...



(製品の特記名) △△△製品 ○○○○	
(絵表示)	(注意物記号) 危険
(危険有害性情報)	
・引火性液体及び蒸気	・吸入すると有毒
(注意事項)	
・火気厳禁	・防塵吸込の器具を用いる...

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3 サンホリビル 4F

TEL : 050-5577-4862 / 03-6231-0133 / 03-6231-0851

FAX : 03-5642-6145

E-mail : chemical@technohill.co.jp

URL : <http://www.technohill.co.jp/>

適切な石綿含有建築物の解体工事方法の 講習会の実施について

富山県労働局労働基準部健康安全課から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

各関係団体 御中

富山労働局労働基準部健康安全課

適切な石綿含有建築物の解体工事方法の講習会の実施について（御案内）

平素より、労働安全衛生行政の運営につきまして、多大なる御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、石綿含有建材が使用された建築物の解体工事は今後も増加を続け、そのピークは平成 40 年頃となることが見込まれており、解体工事に従事する労働者や近隣住民の石綿ばく露防止は極めて重要な課題となっています。厚生労働省においては、平成 17 年に石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）を制定し、石綿含有建築物の解体等工事における労働者の石綿ばく露防止対策を推進しておりますが、同対策のさらなる充実を図るため、平成 26 年 3 月に石綿則を改正し、併せて「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 26 年 3 月 31 日付け技術上の指針公示第 21 号）を公表したところです。

さらに、厚生労働省においては、これら改正石綿則等に基づいた適切な石綿含有建築物の解体工事方法の周知啓発を目的として、昨年度から委託事業による講習会事業を全国で開催しており、今年度は別添リーフレットのとおりに富山県においても開催される予定となっております。

つきましては、県下の解体工事に関係する事業者等における石綿対策についての意識・能力の向上が図られるよう、本講習会の実施について、貴団体の関係者への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

（参考）

リーフレット掲載場所：<http://www.kankyo-kanri.co.jp/asbestos-itaku/>



平成27年度厚生労働省委託事業

適切な石綿含有建築物の 解体工事方法の講演会

＼どなたでも無料でご参加いただけます！／

石綿含有建材が使用された建築物の解体工事は、今後も増加を続け、そのピークは平成40年頃と見込まれています。

昨年には、解体工事に従事する労働者や近隣住民の方々の石綿ばく露防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則や大気汚染防止法等の改正が行われました。

この度、法令に基づいた適切な石綿含有建築物の解体工事方法について、実務に詳しい専門家による講演会を開催します。

～ 講演会について～

- 講演内容は、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省）に基づいたものになります。
- 講演会では、労働局（石綿則関係）及び都府県庁（大防法関係）による法令の講演も予定しています。（講演のプログラムは会場により異なりますので、お申し込み時にお知らせいたします。）
- 当日は簡単なアンケートがございますので、筆記用具をご用意ください。

講演会では、実務に詳しい専門家が、現場における具体的な石綿対策について分かりやすく解説します。どなたでも無料ですので、是非ご参加ください。

＼お申し込みは専用ページよりお願いします！／

<http://www.kankyo-kanri.co.jp/asbestos-itaku/>

各会場の定員は200名です(先着順)。お早めにお申し込みください。

〈事務局〉平成27年度厚生労働省委託事業

「建築物の解体事業時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業」



TEL 042-673-0503(代表)

住所 〒192-0832 東京都八王子市散田町3-7-23

HP <http://www.kankyo-kanri.co.jp/>

講演会スケジュール

	エリア	日時	会場名
1	青森	10月 5日(月) 13:00 ~ 16:00	ハートピアローフク
2	秋田	10月 6日(火) 13:00 ~ 16:00	秋田市にぎわい交流館AU
3	山形	10月 7日(水) 13:00 ~ 16:00	山形県高度技術研究開発センター
4	栃木	10月13日(火) 13:30 ~ 16:30	栃木県総合文化センター
5	埼玉	10月16日(金) 13:30 ~ 16:30	市民会館おおみや
6	千葉	10月19日(月) 13:30 ~ 16:30	千葉商工会議所
7	山梨	10月22日(木) 13:00 ~ 16:00	山梨県JA会館
8	東京	10月23日(金) 13:00 ~ 16:00	トラストシティ カンファレンス・丸の内
9	愛媛	10月28日(水) 13:00 ~ 16:00	愛媛県生活文化センター
10	徳島	10月29日(木) 13:00 ~ 16:00	徳島県JA会館
11	福井	11月 4日(水) 13:30 ~ 16:30	福井県国際交流会館
12	富山	11月 5日(木) 13:30 ~ 16:30	富山県農協会館
13	島根	11月10日(火) 13:00 ~ 16:00	松江勤労者総合福祉センター
14	岐阜	11月12日(木) 13:30 ~ 16:30	長良川国際会議場
15	滋賀	11月24日(火) 13:00 ~ 16:00	大津市民会館
16	大阪	11月25日(水) 13:00 ~ 16:00	ナレッジキャピタル コングレコンベンションセンター
17	奈良	11月26日(木) 13:30 ~ 16:30	奈良県文化会館
18	大分	11月30日(月) 13:00 ~ 16:00	大分県トラック会館
19	福岡	12月 1日(火) 13:00 ~ 16:00	福岡センタービル会議室
20	熊本	12月 2日(水) 13:00 ~ 16:00	熊本市市民会館
21	佐賀	12月 3日(木) 13:00 ~ 16:00	佐賀市民会館
22	長崎	12月 4日(金) 13:00 ~ 16:00	長崎市立図書館

※1 住所以外のエリアの講演会にもお申し込みできます。

※2 上記講演会スケジュールはやむを得ず変更となる場合がございます。

最新の情報は専用ページ(<http://www.kankyo-kanri.co.jp/asbestos-itaku/>)で
ご確認いただきますようお願いいたします。

平成27年8月



改正労働安全衛生規則の施行について

中央労働災害防止協会から周知依頼がありましたので、お知らせします。

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

- 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2
 - ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
 - ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。
- 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。
- 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。
- 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5
 - ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
 - ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。
- 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 ▶P7



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

- (1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全帯取付設備の設置など
 つり足場、張出し足場、高さが2m以上の構造の足場を組立て、解体、変更
 する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次
 の措置がいずれも必要です。

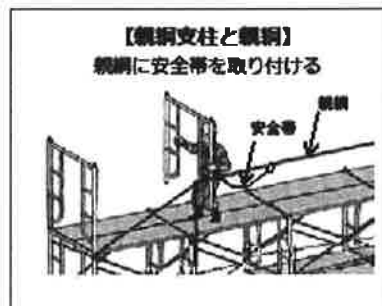
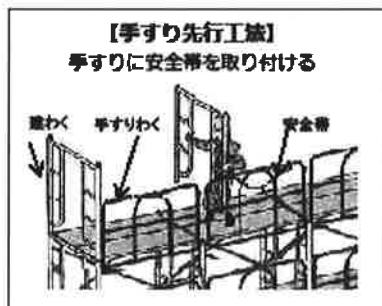
①困難な場合^{※1}を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。

②安全帯を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させるか、
 これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の
 組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを
 含みます。

安全帯を安全に取り付けるための設備（安全帯取付設備）

安全帯取付設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた
 設備が脱落することがなく、衝突面などに撞くことを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能
 に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもののことで、このような要件を
 満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親綱が
 含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全帯を安全に取り付けるための設備
 として利用することができる場合もあります。



- ▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
 足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるため
 の措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全帯取付設備などを設置し、労働者に安全帯を使用させる措置と「同等以上の効果を
 有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するた
 めのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）
 によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
4 関係法令	1時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

—経過措置—

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事終了するまでの間、保管してください。

※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかなで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

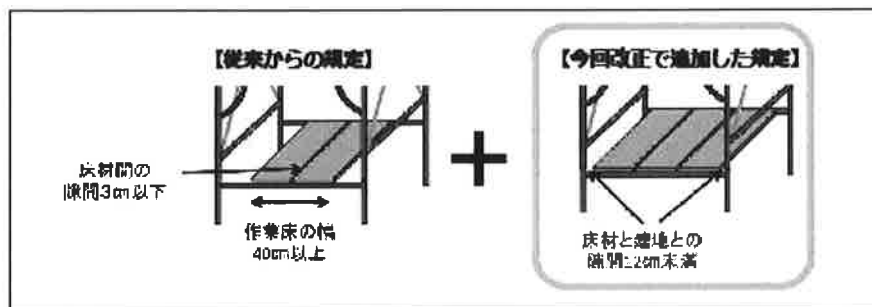
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、床材と建地との隙間を12cm未満とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

<留意点>

- ①床材が片側に寄ることによって12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
 - ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



<留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備*を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、関係労働者以外の者の立入を禁止すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、この作業が終了した後、直に取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。

※ わく組足場（裏面に係る部分を除く）については、

①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の横もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の横またはこれと同等以上の機能がある設備（中横等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

<留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

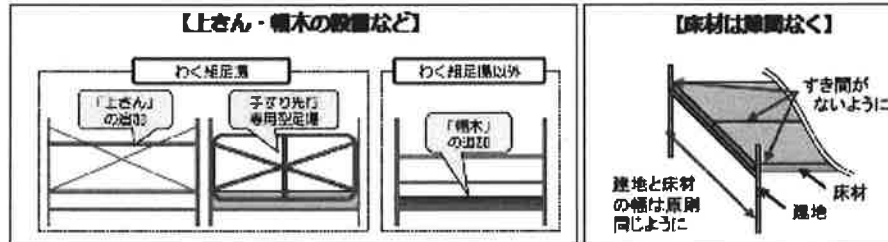
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参照書」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化

検索